

# 外国人受入れの展望と課題

二〇〇八年秋の世界経済危機で深く傷ついた欧米経済とは対照的に、東アジア経済は、新興国・地域が中心になつて域内のネットワークをダイナミックに再編しながら、各国・各地域経済が急速に成長率を回復し、自立的発展の実現を目指す新たな段階を迎えつつあります。注目されるのは、世界経済危機の影響、域内に残る冷戦時代の不安定な構造、国際的なテロの懸念にもかかわらず、域内の人の移動は一層高まっていることです。特に、ビジネスや観光を目的とする短期的移動は急速に回復しています。

また、短期滞在外国人だけでなく、日本に長期間滞在する外国人も、アジア出身者を中心に、二〇〇九年末現在で、その十年前の約一・四倍にあたる二一八万人に増加しました。外国人の定住化が進み、永住権を有する者は、既に九四万人を超えています。仮にわが国の外国人受入れ条件が現状のまま推移したとしても、東アジア経済の統合が進むのと並行して、国内の定住外国人は増加基調を強めるものと予想されます。

このような定住化の段階は、一九八〇年代半ばの欧州諸国の状況を想起させます。当時の欧州諸国は「多文化主義」への楽観論が支配的であり、移民受入れには寛容でした。しかし、一九九〇年代になると、地域社会のなかに相互にコミュニケーションが成立しない異文化集団やゲッターが現れ、不法移民も増大しました。フランスでは、公共教育の場で禁止されているブルカを着用する一部イスラム教徒によって、国是である政教分離原則が脅かされ、それに対して右翼政党が発議するなどの状況も生まれています。

わが国は、このような欧州の経験から学び、安易な外国人の受入れが、受入れ国の社会・文化の一体性を損なうだけでなく、政治・安全保障にさえも緊張をもたらしかねないものであることを理解し、必要な対策を講じなければなりません。因みに、欧州への移民は主としてイスラム圏からの移民であり、欧州のキリスト教文明と摩擦を生じていますが、予想される日本への移民の大きな部分は、古い歴史的経緯をもつ朝鮮半島出身者に加え、巨大な人口圧力を抱えながら大國として台頭しつつある中国からの移民です。永住外国人への地方参政権付与が問題となつていますが、憲法違反の可能性の高い提案であるだけでなく、政治的な結末に懸念を抱かせる要素があり、慎重な議論が必要と考えます。

## 意見広告

「外国人受入れ」に関するこのような欧州の経験から学びつつも、しかしながら、われわれがそこから出発せざるを得ない今日の日本の現実には、日本がグローバル化する世界経済のなかで生き残り、成長する東アジア経済との一体性や相乗効果を確保するためには、国内の人材を最大限に活用しつつも、基本的に外国人を受け入れなければならぬ、という現実です。問われるべきなのは、受入れの可否ではなく、受入れの条件です。どのような制度を設計し、どのような態勢を整備して、外国人を受け入れるか、が問われているのです。

では、その条件とは、どのような条件であるべきなのでしょう。一九九〇年代後半以降、欧州諸国は、外国人の受入れは、移民送り出し国や移民自身の希望によってではなく、受入れ国が条件を設定し、その条件によって選択すべきものだとし、「選択的移民政策」を打ち出しています。移民は、受入れ国社会への統合が可能であり、さらには受入れ国への貢献が期待できる者に限るとの原則であり、その観点から受入れ国の言語を話せることなどの条件が導入されています。われわれは、わが国も、この原則を採用すべきだと考えます。

受入れ国言語の習得については、欧州諸国は、一九八〇年代の楽観的な「多文化主義」の失敗から学び、アメリカやカナダなどの定住移民受入れ国の経験も踏まえて、外国人のための受入れ国言語習得の機会を積極的に整備しています。外国人による受入れ国言語の習得は、受入れ国社会の一体性を維持し、外国人住民の縁辺化を防ぎ、貧困の堆積や治安の悪化などの社会的費用の発生を抑制する投資として認識されているからです。

わが国は、人口減少時代に突入り、国内市場の力強い成長が見込めないだけに、東アジア地域統合の進展に伴う域内人材の開発や域内人材の秩序ある移動に期待するところが大きいです。アジアと日本をつなぐ人材を確保するため、優秀な外国人留学生の受入れ拡大とそのキャリア形成の支援が必要で、地域活性化を目指す自治体では、日系人や技能実習生に限らず、地域の持続的発展を支える外国人労働者と家族の受入れが不可欠です。なぜなら、十八歳人口が二〇一七年以降、現在の一三〇万人から二〇万人台以下へと急減するうえ、大都市への若年人口流出と大学進学率の上昇が続く結果、地方都市においては、若年層を中心に人口減少が加速するとみられるからです。

国内で就労する外国人が配偶者や家族を呼び寄せるなどの家族移民の受入れの保障も重要です。現状では、わが国の定住的な外国人に占める就労目的外国人の比率は三割強で、家族移民は一割程度に過ぎません。しかし、欧米諸国では、家族移民が外国人受入れの過半を占めています。定住外国人が増えるにつれ、日本でも家族移民の比重は上昇してくるでしょう。そのことを予想し、家族移民受入れの環境整備を進める必要があります。また、難民支援については、本年九月に第三国定住難民の受入れを開始したことを契機に、今後とも着実にその体制を強化すべきです。

## 政策提言

**提言1** 観光やビジネスを目的とする外国人は極力受入れを拡大するとともに、定住目的の外国人については、日本の国益の観点から選択的に受け入れるべきである。

**提言2** 外国人高度人材を優先的に受け入れ、わが国に滞在し、内外を移動しながら自由に活動できる諸条件を整備せよ。

**提言3** 狭義の不熟練労働者の受入れは今後とも慎重に対応する一方、日本人だけでは供給困難な職種を特定して、その人材開発と資格取得を支援せよ。

**提言4** 「経済連携協定」における外国人受入れ条項の柔軟化を図るとともに、就労を認める分野を順次拡大せよ。

**提言5** 社会統合政策を外国人政策の第二の柱とし、国と自治体が連携する効果的な実施体制を確立せよ。

**提言6** 日本語能力を持たない外国人に対し、地域における日本語学習の機会を保障する体制を整備せよ。

**提言7** 秩序ある労働者受入れと労働者保護のために、「外国人雇用法」を制定するとともに、二国間「労働協定」を締結せよ。

**提言8** 「社会保障協定」の締結を促進し、国内外を移動する日本人及び外国人に配慮した社会保障制度とせよ。

**提言9** 永住外国人への地方参政権の付与は、憲法違反の可能性が高く、政治的にも懸念を抱かせる要素があり、慎重な議論が必要と考える。



伊藤憲一  
日本国際フォーラム理事  
政策委員長

二〇一〇年十一月二十五日

- 副政策委員長  
吉田 春樹 大藏雄之助 佐島 直子 専修大学教授
- 提言委員  
吉田 春樹 異文化研究所代表 太田 正利 元駐南アフリカ大使 澤 英武 評議者
- 提言委員  
平林 博 前駐南アフリカ大使 大宅 映子 澤井 昭之 岡 照 前大塚女子短期大学教授 志鳥 學修 前大塚女子短期大学教授 篠塚 徹 小笠原敏晶 折田 正樹 島田 晴雄 千葉科大教授 浅尾慶一郎 文化女子大教授 清水 義和 清水 義和 衆議院議員(みんなの党) 中央大教授 進藤 榮一 アジア開発銀行研究員 河合 正弘 鈴木 馨祐 荒井 好民 河東 哲夫 鈴木 馨祐 池田 十吾 木下 博生 給田 英哉 石垣 泰司 全国小企業協会の代表 黒田 眞 高橋 一生 市川伊三夫 元駐フランス大使 元駐カタタ大使 高橋 一生 斎藤 昌二 高原 明生 伊藤 英成 元駐カタタ大使 斎藤 直樹 田久保忠衛 伊藤 剛 明治大教授 坂本 正弘 元駐カタタ大使 井上 明義 三友大教授 佐久田昌昭 櫻田 淳 今井 敬 日本大学名誉教授 左近允尚敏 浦野 起央 慶應義塾大学名誉教授 堂之脇光朗 日本大学名誉教授 平和、安保院研究員
- 提言委員  
トラン・ヴァントゥ 松井 啓 早稲田大学教授 内藤 正久 元駐三委銀行参事 中西 寛 宮本 信生 奈須田 敬 並木書房社長 鍋嶋 敬三 森 敏光 元駐カタタ大使 袴田 茂樹 森井 敏晴 前大塚女子短期大学教授 橋本 宏 森本 敏 日本国際フォーラム理事 長谷川和年 立命館大学教授 安江 則子 矢野 卓也 島山 襄 山澤 逸平 半田 晴久 一橋大学名誉教授 平沼 赴夫 屋山 太郎 廣野 良吉 政治評論家 吹浦 忠正 ユーラシア21研究所所長 船田 元 湯下 博之 古澤 忠彦 ユーラシア21研究所研究員 渡辺 利夫 若林 秀樹 大塚経済法科大学客員教授 渡辺 蘭 日本国際フォーラム主任研究員

[注1] 政策提言の全文および英訳は、当フォーラムのホームページ <http://www.jfir.or.jp/> でご覧になることができます。

[注2] この政策提言は、日本国際フォーラム政策委員会の第33番目の政策提言であり、同委員会における1年余にわたる審議の成果ですが、この政策提言に署名しなかった当フォーラムのその他の関係者は、その内容に対していかなる責任を負うものでもありません。  
[注3] この意見広告の広告料には、署名者および署名しなかった賛同者からの賛助金に加え、日本国際フォーラム政策委員会からの拠出金を当てました。